

船橋市国民健康保険料普通徴収取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市国民健康保険料（以下「保険料」という。）の普通徴収（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第76条の3第1項に規定する普通徴収をいう。以下同じ。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(納付方法)

第2条 普通徴収に係る保険料の納付は、口座振替の方法による。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、納付書による方法により納付させることができる。

- (1) 納付期限を超過した納期分の保険料を納付するとき。
- (2) 口座振替開始の手続が完了する日前の納期分の保険料を納付するとき。
- (3) 預金口座を保有しないとき。
- (4) その他市長が適当であると認めたとき。

(口座振替の申込方法)

第3条 口座振替の申込みは、口座振替依頼書の提出又はペイジー口座振替受付サービスの利用によるものとする。

(補則)

第4条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。